

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。



「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。



介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険負担限度額認定とは、要介護（要支援）認定を受けている方で所得の低い方が介護保険施設への入所または短期入所された際にかかる食費・居住費を軽減する制度になります。

介護保険負担限度額認定証は毎年7月31日が有効期限となり、8月以降も認定を希望される方は更新の手続きが必要です。

※8月1日以降に施設サービスや短期入所の予定がない方または適用要件が明らかに該当しない方は申請の必要はありません。

▼適用要件

- ・本人および世帯全員が住民税非課税であること（別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税）
- ・預貯金などが一定額以下（詳しくは市役所介護高齢課にお問い合わせください）

甲・市役所介護高齢課（内線 172・173）

寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施します

寝具の衛生管理などが困難な方を対象に、寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施いたします。

▼対象者

- ・おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ・要介護 3～5（介護保険法）の認定を受けた高齢者の方
- ・身体障がい者 1・2 級の方

▼自己負担分の費用

世帯の前年度分の市民税に応じて、0 円～300 円

▼申請方法

市役所介護高齢課および十四山支所に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、申し込みください。

※実施日などは申請された方へ後日連絡します。

▼申込期限 7月26日（月）

甲・市役所介護高齢課（内線 175）十四山支所

国民健康保険税の低所得者の世帯に対する軽減基準が変更になります

令和3年度国民健康保険税の低所得者の世帯に対する均等割と平等割の軽減基準が表のとおりに変更となります。なお、国民健康保険税の税率については変更ありません。

区分	軽減基準(世帯主および国保加入者の合計所得)	
	令和2年度	令和3年度
7割軽減	33万円	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1)
5割軽減	33万円+(28万5千円×被保険者などの数)	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1)+(28万5千円×被保険者などの数)
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者などの数)	43万円+(10万円×給与所得者などの数※-1)+(52万円×被保険者などの数)

※一定の給与所得者と公的年金などに係る所得を有する方の数をいいます。

市役所保険年金課（内線 122・123）

高齢者福祉票作成のご協力を

市では高齢者の見守りを目的として、高齢者福祉票を整備しています。

7月より随時、担当地区の民生委員が昨年度までに福祉票を作成した方を訪問するとともに、新たに70歳以上でひとり暮らしの方および80歳以上の高齢者のみの世帯を訪問し、本人の意向を確認して福祉票を作成します。

福祉票は緊急時、関係機関との連絡などに活用しますので、作成にご協力ください。

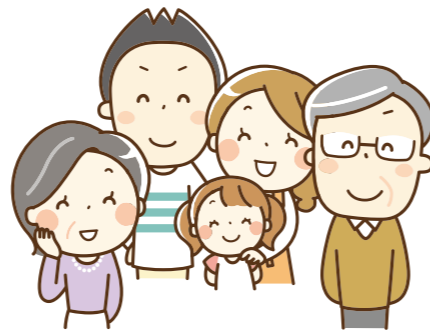
市役所介護高齢課（内線 175）

75歳になる国民健康保険加入者の世帯主の方へ

国民健康保険税は世帯主に課税されます。世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度に加入したときでも、同世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

令和3年度に75歳になる方で、国民健康保険税を2月まで年金天引きで納めた方は7月から普通徴収（納付書払いまたは口座振替）で納めることとなります。

市役所保険年金課（内線 122・123）



十四山スポーツセンター トレーニング講習会 7月の予定

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会（器具説明など）を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、講習会およびトレーニング室をご利用できる方は、市内在住の方のみとします。

また、各種制限や注意事項がありますので、ご利用の際は、必ず「感染症対策特設サイト」にてご確認ください。

▼料金

大人 250 円・中学生 120 円
 ①10:00～②14:30～③18:30～

日程	1回目	2回目
2日 (金)	②	③
3日 (土)	②	③
4日 (日)	①	②
6日 (火)	②	③
10日 (土)	②	③
11日 (日)	①	②
14日 (水)	②	③
17日 (土)	②	③
18日 (日)	①	②
20日 (火)	②	③
22日 (木・祝)	①	②
25日 (日)	①	②
30日 (金)	②	③
31日 (土)	②	③

※講習は1時間半程かかります。
 ※予定は変更になる場合があります。
 ※運動のできる服装と上履きをお持ちください。

※初回は予約が必要です。

市役所スポーツセンター ☎52-2110

令和3年度ブロック塀等撤去費補助制度

大規模地震が発生した場合にブロック塀などの転倒による被害を防ぐため、転倒の恐れがあるブロック塀などの撤去を行う際に工事費の一部を補助します。

▼対象となるブロック塀など

次の①から④の全てに該当するもの

①補強コンクリートブロック造およびコンクリートブロック、れんが、石材などを用いた組積造の塀または門柱

②道路または公共施設の敷地との境界に接面して設置されたもの
 ③接面する道路または公共施設の敷地からの高さが1m以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60cm以上のもの

④転倒の恐れがあるもの

▼補助金の額

次の①と②を比較し、いずれか少ない方の額の2分の1で、かつ、上限10万円

①対象となるブロック塀などの撤去に要した経費

②対象となるブロック塀などを撤去する長さ(m)×1万円

▼申込方法

工事の着手前（請負契約前）に市役所都市整備課へ必要書類を提出してください。

申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

▼申込期限 12月末まで

※本年度の予算に達した時点で受け付けを終了します。

▼注意事項

交付決定通知を受ける前から工事に着手している場合、補助金を交付することができません。必ず事前に市役所都市整備課までご相談ください。

市役所都市整備課（内線 262・263）

令和3年度空家除却費補助制度

管理不全な空家による周辺環境の悪化を防ぐため、不良住宅とみなされた空家の除却を行う場合に工事費の一部を補助します。

▼対象となる空家

「空き家等対策に係る特別措置法（以下、特措法）」に規定する空家等のうち、市内に存在する戸建て住宅、長屋または共同住宅、併用住宅のいずれかであり、市職員による外観目視調査により「不良住宅」と判定された物件です。

なお、長屋または共同住宅については全戸において1年以上使用されていないもの、併用住宅については、居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上のものが対象となります。

▼補助金の額

補助金の額については、対象となる空家の除却に要した費用の5分の4、または20万円のうち、いずれか少ない方の額となります。

▼申込方法

対象となる空家に該当し、除却費の補助を希望する場合は、工事の着手前（請負契約前）に市

お困りの方に生理用品を無償配布します

長引くコロナ禍による経済的理由や家庭的背景などで生理用品の入手が困難になっている女性に生理用品を無償配布します。

▼対象者 経済的理由などで生理用品の購入が困難な弥富市民

▼配布内容 生理用ナプキン（昼用）※一人1パック（一回のみ）、相談案内チラシ

▼配布個数 750パック

▼配布期間 ・7月22日（木・祝）～25日（日）午前9時～午後5時

・7月26日（月）～8月31日（火）（土・日曜日、祝日を除く）午前8時30分～午後5時

※在庫が無くなり次第終了します。

▼ところ 市役所福祉課窓口

▼配布方法

市役所1階総合案内に設置されている「専用カード」を入手し、市役所福祉課窓口でご提示ください。来庁者本人にお渡しします。生理用品が必要であることをお声に出さなくても大丈夫です。

市役所福祉課（内線 164）

